税申告期限」という。）」に、「（当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。）を譲渡した」を「の譲渡（第三十一条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第四項及び第八項において同じ。）をした」に、「同法第三十三条第三項」を「所得税法第三十三条第三項」に、「のうち政令で定める」を「のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第二項及び第三項中「添附」を「添付」に改め、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出（第六十九条の三第五項第一号（第七十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第二条第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるものの提出を含む。以下この項において「相続税の期限内申告書の提出」という。）をした者（当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出後に確定申告書の提出をした者を除く。）が、当該資産の譲渡について第一項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の確定申告書又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（第九項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大となる場合には、当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により更正の請求をする場合について準用する。この場合において、第二項中「確定申告書」とあるのは「更正請求書」と、第三項中「、確定申告書」とあるのは「、次項に規定する相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に更正請求書」と、「添付がない確定申告書」とあるのは「添付がない更正請求書」と、「その提出」とあるのは「当該二月以内にその提出」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同一の被相続人（第七十条の六第一項に規定する被相続人をいう。）からの相続又は遺贈による財産の取得をした者のうちに同条第一項の規定の適用を受ける者がある場合には、同条第二項に規定する納付すべき相続税の額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、同法の規定による相続税額又は当該納付すべき相続税の額に当該金額を加算した金額とする。

7　第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用を受けた資産を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項の換地処分又は同条第二項、第四項若しくは第六項の権利変換により取得した資産を含むものとする。

8　第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により同項に規定する取得費に加算する金額は、譲渡をした資産ごとに計算するものとする。

9　第三十九条に次の一項を加える。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、相続税法第十九条の規定の適用がある場合における第一項に規定する同法の規定による相続税額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11　第四十条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第十六項」に改め、同条第五項中「この項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第六項中「この項から第十項まで」を「この条」に改め、同条第八項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第十六項中「第十四項」を「第十八項」に改め、「関する特例」の下に「、当該公益法人等（合併又は解散（合併による解散を除く。）をするものに限る。）に対する所得税の納税義務の成立時期に関する特例」を加え、「第十三項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16　個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含む。以下この項において「受贈資産」という。）を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき第五項から第十項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることの確認を求めることができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについてその確認を求めることができるのは、その確認を求めることにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

17　国税庁長官は、前項の規定により確認を求められたときは、当該確認に係る公益法人等に対し、速やかに回答しなければならない。

第四十条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）まで」に、「及び前項の譲渡法人」を「、第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人、特定一般法人及び譲渡法人」に、「同項」を「第十項の譲受法人又は前項の譲受法人について第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第六項に規定する公益合併法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合（当該公益法人等が当該移転につき同項に規定する書類を当該合併の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）において、当該公益合併法人が、政令で定めるところにより、当該資産が当該特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、第六項の規定にかかわらず、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

12　前項の規定は、第八項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合（当該当初法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）、第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合（当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）及び第十項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合（当該譲渡法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）について準用する。この場合において、当該引継法人が当該当初法人から当該引継財産の贈与を受けた場合について準用するときは、前項中「資産は」とあるのは、「第八項に規定する公益引継資産は」と読み替えるものとする。

第四十条の二第一項中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改め、同条第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　内部取引に係る課税の特例等

（非居住者の内部取引に係る課税の特例）

第四十条の三の三　恒久的施設を有する非居住者の平成二十九年以後の各年において、当該非居住者の事業場等（所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等をいう。第十六項において同じ。）と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額（第十二項及び第十三項において「内部取引価格」という。）が独立企業間価格と異なることにより、当該非居住者の各年分の同法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算した各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過少となるとき、又は必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過大となるときは、当該非居住者のその年分の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。